# 地域密着型通所介護事業所 平和の杜 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する地域密着型通所介護事業所 「通所介護事業所 平和の杜」(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以 下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事 項を定め、事業所の介護職員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護も しくは支援を提供することを目的とする。

# (運営の方針)

- 第2条 創立の精神である「キリスト教精神に立って、多様な福祉サービスがその利用者の 意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊 厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するこ とを目的とする。」(定款)を運営の基盤に、職員は、愛と奉仕の姿勢を持ち、『人 格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を作ります。』という法人の理念 を実現する為に、利用者お一人お一人に向かい合い、その意向を尊重し、明るい家庭 的な雰囲気の中で、日ごと生き生きと自立生活を継続することができるように通所介 護サービスを提供することを運営の方針とする。
  - 2 事業所の介護職員等は、要介護もしくは要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

# (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 通所介護事業所 平和の杜
  - (2) 所在地 伊東市吉田825-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の管理、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1人(常勤兼務) 管理者は、従事者の管理、「事業」の利用の申し 込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者がそ の責務を果たせる場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても兼 務できる。
- (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する「事業」の利用の申し込みに係る相談・支援、他の 従業者に対する相談助言及び技術指導、他の従業者と協力して指定地域密着型通所 介護計画を作成し、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等の関係機関と の連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 1人以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、 支援を行う。

(4)機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、利用者の心身の機能回復及び維持等の訓練指導に当たる。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日:月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日迄を除く。
  - (2) 営業時間:午前8時15分から17時15分までとする。
  - (3) サービス提供時間:9時50分から16時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 15名

(地域密着型通所介護サービスの内容)

- 第7条 「サービス」の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。
  - (1) 食事の提供
  - (2)入浴介助
  - (3)機能訓練
  - (4) 健康状態の確認
  - (5) 身体介助
  - (6) 送迎
  - (7) 日常生活における相談及び援助

# (利用料その他の費用の額)

- 第8条 「事業」を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが 法定代理受領サービスであるとくは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に 記載された負担割合を乗じた額とする。
  - 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
  - 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者 から受けることができる。
    - (1) 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
    - (2) 教養娯楽費(材料費等)

実費

(3) 紙おむつ、パッド

実費

- 4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 「事業」の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない「事業」に係る利用料の支払いを受けた場合、 提供した「事業」の内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載したサービス 提供証明書を利用者に対し交付する。

# (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊東市とする。

# (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 「サービス」の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項は、以下の通りとする。
  - (1) 「サービス」の利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意 事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また特に感染症の疑いが少しでもある ような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行 えるよう留意するものとする。
  - (2) 施設、設備、敷地は本来の用途にしたがって利用することとする。
  - (3) 故意に又は注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は利用者の自己負担により原状に復していただく、又は相当の代価をいただく場合がある。

- (4) 当事業所の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
- (5) 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできない。

#### (緊急時等における対応方法)

- 第11条 「事業」の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。 主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 「事業」の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用 者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとす る。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
  - 4 「事業」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

- 第12条 事業所は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策 を講じなければならない。
  - (1) 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。
  - (2) 防災管理の徹底を図る為に、防災委員を選出し、防災設備の維持・管理等について計画する。
  - (3) 災害時における利用者及び従事者の生命、身体の安全、保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。

#### (苦情処理)

- 第13条 「事業」の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講ずるとともに、措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
  - 2 事業者は、前項に苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録して保存するととも に、その原因を解明し、再発を防止する為必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、提供した「事業」に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 事業者は、提供した「事業」に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連

合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (身体拘束)

- 第14条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
  - 2 やむをえず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過記録等記録の整備や手続きなど厚生労働所が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第21条第2項の運営に報告する。

# (地域との連携)

- 第15条 「事業」の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力 を行うなど、地域の交流を図るものとする。
  - 2 当事業所の行う「事業」を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
  - 3 運営推進の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所所在市の 市職員又は包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等 とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
  - 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
  - 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表する。

# (虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を設置する。
- 2 事業所は、「サービス」の提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合 は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通 所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

### (衛生管理等)

- 第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

# (その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を検証し整備する。
  - (1) 採用時研修
  - (2) 継続研修
  - 2 事業所は使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に、衛生管理 に十分留意する。なお当該従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努める とともに、健康診断を受診させる。
  - 3 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者 であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者

でなくなった後においてもこれらの秘密の保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

- 4 事業所は適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及びに会計に関する諸記録を整備しておかなければ ならない。また利用者に対する「サービス」提供に関する各号に揚げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存するものとする。
  - 1)地域密着型通所介護計画
  - 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 3) 市町村への通知に係る記録
  - 4) 苦情の内容等の記録
  - 5) 事故の状況及び事故に際して採った処遇についての記録
- 6 この規定の定める事項のほか、重要事項は、社会福祉法人十字の園と「事業所」の 管理者との協議に基づき定めるものとする。

# 附則

この規定は、平成19年 3月 1日から施行する。

平成21年12月 1日改訂

平成23年 7月 1日改訂

平成24年 4月 1日改訂

平成25年 3月 1日改訂

平成26年 7月 1日改訂

平成28年 4月 1日改訂

平成30年 4月 1日改訂

令和 2年 9月 1日改訂

令和 3年 7月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂